

障害年金

青木 聖久きよひささん

日本福祉大学教授

知的・発達・精神障害者の障害基礎年金の支給認定は、日本年金機構の都道府県事務センターが行っているが、昨今、認定の地域差が表面化している。

新規の認定で不支給になる割合が最大6倍、更新時に支給停止になる割合が2013年度は同50倍にも上ることが、日本年金機構の調べで昨年分かった。

また、就労したことが原因で支給停止になったと考えられる例がこの5年ほど散見されるようになった。

こうした事態を受け、厚生労働省は昨年2月、障害年金の専門家検討会を設け、私はその委員になった。

検討会では、請求時の診断書の記入事項を指標化して障害等級（1〜3級）の「目安」を導く仕組み、その「目安」をもとに都道府県の認定医が総合評価する際の「留意事項」の二つからなるガイドライン（案）を作った。

これによって地域差をなくそうという訳だが、障害者に不利に働く方向で平準



「生きづらさ」我がことに

これは大きな問題だ。

私が関西の病院や作業所のソーシャルワーカーとして精神障害者の年金申請などを支援していた10年前まで、不支給や支給停止は経験しなかった。

化されるのではないかと懸念する声もある。そのようになれば本末転倒だ。

私が検討会で声高に主張しているのは、本来、障害年金を受給できる人が必ず受給する仕組みを作らない

といけないということだ。

本質的な問題は、精神障害者の生きづらさが周囲に正しく伝わっていない点にある。周囲も、その生きづらさを自分の暮らしにおいて我がこととして捉えてい

ない例が多いのではないだろうか。

私が各種統計を分析したところ、継続的に日常生活が制限される精神障害者のうち、障害年金を受給している人は3〜4割。未受給

者の多くは、自分がこの制度を活用できることを知らないのだ。

「年金をもらい損ねた」では済まない問題がここに潜んでいる。「知らない」とした人は、家族、同じような障害のある仲間、頼れるソーシャルワーカーとのつながりが乏しい可能性が高いからだ。

精神障害者に限らず、人は人のかかわりの中から

得た情報によって自分を客観視できる。「知ることは生きること」だ。就労についても、「働けているから障害が軽快した」のではなく、「障害年金を活用することで障害を客観的に受容でき、周囲の支援を得ながら働けるようになった」と見ることこそが重要だ。

国は12年前、「生涯のうち5人に1人は精神疾患にかかる」との前提に立ち、「このころのバリアフリー宣言」を発表した。生きづらさを「我がこと」として捉えるべき時代を私たちは生きている。

（聞き手・福田敏克）

◆障害等級判定ガイドライン

「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」が作成中。今年中にも適用が始まる見込みだが、障害基礎年金を既に受給している精神・知的・発達障害者の1割（約8万人）がその適用によって減額・支給停止になるとする推計（精神科医による学入）もある。